

第3章 快適で安心して暮らせるまちづくり

第1節 土地利用

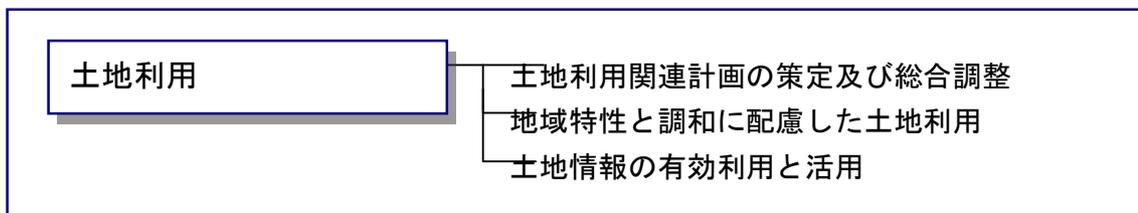
現状と課題

- 土地は、将来にわたって限られた貴重な資源であり、まちづくりの最も基本的な要素です。従って、まちの発展や市民生活の向上のためには、土地の高度かつ有効な活用が求められます。
- 本市の総面積は264.01km²で、土地利用別で見ると宅地7.4km²（2.8%）、農用地21.8km²（8.3%）、森林等210.9km²（79.9%）、その他23.91km²（9.0%）となっています。また、塩山地域の北部地区、多摩川水系地区及び大和地域を除く大部分が都市計画区域に指定されており、JR塩山駅周辺に市街地が展開し、本市の都市軸になっています。
- 魅力ある市街地環境の整備、優良農地の保全・活用、優れた自然環境・景観や市域の8割を占める森林の保全・活用など定住・交流人口の増加や利便性の向上を目指しながら調和の取れた土地利用を進めていくことが課題となっています。
- 土地利用の高度化、地籍の明確化を図るため、地籍調査事業に取り組んできました。今後とも土地の有効かつ適正な利用を図るため、地籍調査の成果の適正管理と有効利活用を推進していきます。

施策の目的

豊かな自然環境と都市的環境とが調和した市の均衡ある発展に向け、国土利用計画の策定のもと、土地利用関連計画の総合調整を図り、これに基づく計画的な土地利用を推進します。

施策の体系



主要施策

(1) 土地利用関連計画の策定及び総合調整

市民との協働のもと、国土利用計画（甲州市計画）を策定します。また、都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画の策定にあわせて土地利用計画の総合調整を実施

し、一体的な運用による適正な規制・誘導に努めます。

(2) 地域特性と調和に配慮した土地利用

地域住民の合意形成を図りながら、市街地型、果樹園居住型、森林・自然型それぞれの土地利用の基本方針に基づき、地域特性と調和に配慮した計画的な土地利用を促進します。

(3) 土地情報の有効利用と活用

土地の有効かつ適正な利用を図るため、地籍調査の成果などを全庁的に共有活用する統合型GIS*システムを構築します。また、一部未調査地域の地籍調査事業の再開に向けた検討を行います。

施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 土地利用関連計画の策定及び総合調整	・ 土地利用規制等対策事業
(2) 地域特性と調和に配慮した土地利用	
(3) 土地情報の有効利用と活用	・ 地籍調査事業

参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
・自然と都市的環境との調和を大切にした土地利用に協力します。	【地域】 ・地域特性と調和に配慮した土地利用に協力します。 【開発業者】 ・法律の遵守だけでなく、地域住民との対話やモラルの維持を図ります。

* GIS：位置や空間に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示する技術。

第2節 市街地

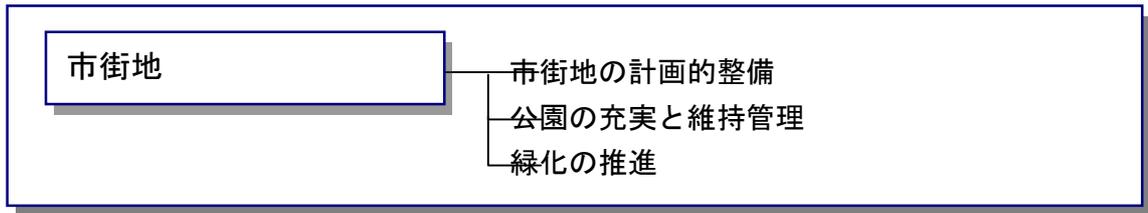
現状と課題

- 良好な住宅地や公園・緑地、道路網等が整備された市街地は、安全・安心で快適な居住環境と産業・文化の集積を生み出すものであり、人々の定住と交流を促進する重要な基盤です。
- 本市は、総面積の27.7%にあたる7,308haが峡東都市計画地域に含まれ、用途地域の指定状況をみると、住居系用途が218.0ha、商業系用途が16.9haとなっています。
- 土地区画整理事業や道路の整備等を推進し、良好な市街地形成に努めてきましたが、今後も居住環境の向上、街中再生の取り組みなど都市的魅力を生み出す拠点の形成、商工業の産業立地の適正な誘導等が必要となっています。
- 長期的な都市づくりの方向性を定めた都市計画マスタープランに基づき、都市づくり体制を強化し、市民及び事業者の参画・協働のもと、都市基盤整備を進め、市の特性を生かした個性的で活力と魅力に満ちた快適な市街地の形成に取り組んでいく必要があります。
- 公園・緑地は、スポーツ・レクリエーションや防災・コミュニティの場として地域の良好な環境を維持する上で大きな役割を果たしており、全国的に都市公園の整備や緑地保全等が重視されています。
- 本市には、8箇所の都市公園があり、市民の身近な憩いの場として親しまれており、都市公園を利用する各種団体や地域住民による自主的な管理も行われています。
- 既存公園の遊具等の充実や市民参画による維持管理体制の充実を図る必要があります。

施策の目的

魅力ある市街地の形成に向け、市民及び行政が一体となり、都市機能の計画的な整備配置を推進します。また、快適な都市環境づくりに向け、公園・緑地等の確保を推進します。

施策の体系



主要施策

(1) 市街地の計画的整備

都市計画マスタープランの策定を通じて、市街地づくり・都市づくりへの市民の気運の醸成を図りながら、都市計画推進体制を確立し、良好な市街地環境の整備を計画的に推進します。また、商業機能や行政拠点機能、教育・文化機能などの多様な都市拠点機能の充実を進め、魅力ある市街地の形成に努めます。

(2) 公園の充実と維持管理

既存公園の遊具等の充実など公園の整備を図るとともに、公園の清掃、除草作業など市民と行政の連携による維持管理を促進します。

(3) 緑化の推進

市民、事業者、行政が一体となった緑化活動を促進します。

施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 市街地の計画的整備	・ 都市計画マスタープラン策定、推進事業
(2) 公園の充実と維持管理	・ 公園維持管理事業
(3) 緑化の推進	・ 緑化推進事業 ・ 花のまちづくり事業

主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
公園や子どもの遊び場に関する満足度	%	21.7%		公園や子どもの遊び場に関する満足度の向上に努めます。
住民と協働で管理している公園	箇所	5		公園の地域住民による維持管理を支援、促進します。
都市計画道路整備延長	m	6,579	7,139	都市計画道路の計画的な整備を促進します。

参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none">公園に親しみ、活用するとともに、維持・管理に参加します。緑化運動に参加します。	<ul style="list-style-type: none">【地域】<ul style="list-style-type: none">地域での公園の維持・管理や緑化運動を進めます。【事業者】<ul style="list-style-type: none">緑化運動に参加します。都市計画マスタープランに沿った都市づくりに協力します。

第3節 景観形成

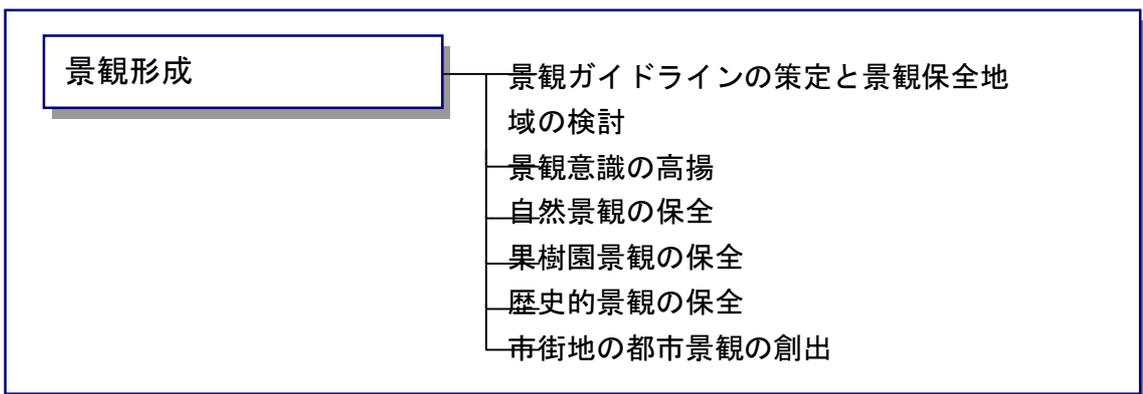
現状と課題

- 良好な景観は、長い歴史と人々の暮らしの中で形成される地域住民共通の財産であり、潤いのある豊かな生活環境を創造し、個性的で活力のある地域社会を実現する、まちづくりの大切な要素のひとつです。
- 本市は市域の約8割を緑豊かな森林地帯が占めており、四季折々に変化する山並みの眺望や渓谷などの自然景観、ぶどう畑やモモ畑などの特色ある果樹園景観やこぼれつくりで代表される農村景観、神社仏閣や古民家などの建造物からなる歴史的景観などが美しく調和しており、人々の誇りであると同時に、都市との交流を図る上でも貴重な資源となっています。
- 土地区画整理事業や道路整備の推進などにより市街地形成に努めてきましたが、デザインや色合いなど統一の必要性があります。
- 優れた自然景観や果樹園景観、歴史的景観の保存と形成に努めるとともに、都市基盤整備、街中再生に向けた取り組みなど都市景観形成にも努め、市民や事業者、行政が一体となった取り組みを図っていく必要があります。

施策の目的

自然景観や果樹園景観、歴史的景観の保存や形成、都市景観の創出についての市民や事業者の意識の高揚を図りつつ、地域と一体となった景観形成を進めます。

施策の体系



主要施策

(1) 景観ガイドラインの策定と景観保全地域の検討

市民、事業者の参画のもと、良好な景観形成を実現するための基準となる景観ガイドラインを策定します。また、市民、地域の意向を把握しながら景観保全地域の設定を検

討します。

(2) 景観意識の高揚

広報やホームページなどを通じて、市民、事業者の景観に関する意識の高揚を図ります。

(3) 自然景観の保全

秩父多摩甲斐国立公園エリアを中心とする山岳や溪谷、森林や里山などの自然景観の保全を図ります。

(4) 果樹園景観の保全

農業施策の積極的展開により、耕作放棄地等の減少を図り、果樹園景観保全を促進し、貴重な地域資源としての景観や環境の維持を図ります。

(5) 歴史的景観の保全

歴史的史跡等について保全するとともに、周辺的生活空間や自然景観を一体的な空間として捉え、歴史資源や自然景観と調和した環境整備を図ります。

(6) 市街地の都市景観の創出

市街地整備を推進する中で、デザインの統一など市街地としての落ち着きのある高度な都市空間の形成を通じ、良好な都市景観の形成を図ります。

施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 景観ガイドラインの策定と景観保全地域の検討	・ 景観ガイドライン事業
(2) 景観意識の高揚	・ 広聴広報事業
(3) 自然景観の保全	・ 自然景観保全事業
(4) 果樹園景観の保全	・ 農業振興事業
(5) 歴史的景観の保全	・ 歴史的景観保全事業
(6) 市街地の都市景観の創出	・ 街路対策事業

主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
居住地区のまち並みが良好だと感じている市民の割合	%	—		地域にあった景観づくりに努めます。

参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
・地域の景観保全、景観保護の重要性を理解します。	【地域】 ・地域の景観保全、景観保護に努めます。 【事業者】 ・まちの美観や景観に配慮した事業所を建築します。

第4節 道路・交通網

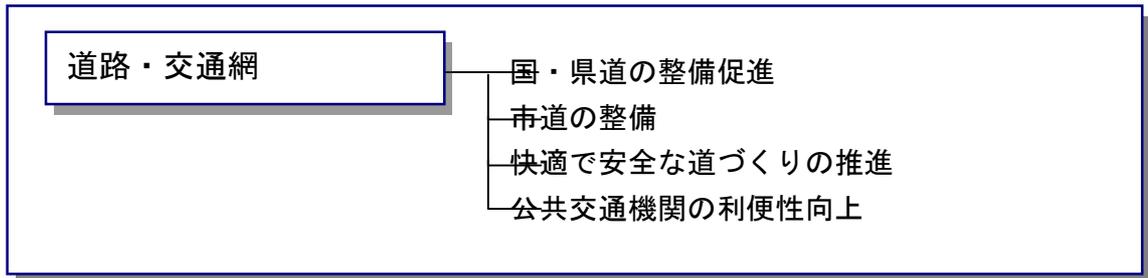
現状と課題

- 道路・交通網は、市民の日常生活や地域の経済活動を支えるとともに、地域間の交流を促進する重要な基盤です。
- 本市は、高速交通網として中央自動車道が横断し、勝沼インターチェンジが設置されているほか、東京と山梨、諏訪地方を結ぶ国道20号、丹波山村を經由して多摩地域とを結ぶ国道411号、県道15路線、市道1,271路線によって構成されています。
- これまで、関係機関と連携しながら道路網の整備を計画的に進めてきており、今後も、広域的な観光・交流をさらに活発にするために中央自動車道勝沼インターチェンジ、国・県道からの主要幹線市道へのアクセスの円滑化をはじめ、中心市街地の道路の拡幅、歩道の整備など幹線道路から身近な生活道路に至るまで、市内道路網の安全性、利便性の一層の向上を進めていく必要があります。また、来訪者にわかりやすい標識等の付帯施設の設置など環境・景観面にも配慮した道路づくりが求められています。
- 公共交通機関をみると、JR中央本線の甲斐大和駅、勝沼ぶどう郷駅、塩山駅の3つの駅を有しているほか、高速バスが運行されています。
- 市民の身近な移動手段確保のため、地域循環バス等として塩山地域8路線、勝沼地域2路線及び大和地域から勝沼・塩山地域へ縦断する1路線を運行しています。また、広域バス路線2路線を、関係市と自主運営バスとして運行しています。
- バス運行は、広域的な交流を支える基盤であるとともに、市民の身近な足として欠かせないものであることから、関係機関と連携し、維持・確保、利便性向上等を図る必要があります。

施策の目的

定住と交流を支える便利で安全・安心な道路・交通ネットワークの確立に向け、市内道路網の計画的な整備を進めるとともに、公共交通機関の充実を進めます。

施策の体系



主要施策

(1) 国・県道の整備促進

広域的アクセスの向上と市全体の発展の可能性の拡大に向け、市内の国・県道の整備を関係機関に要請していきます。

(2) 市道の整備

中央自動車道、国・県道との連携や機能分担、市内地域間の連携強化等に配慮しながら、市道の整備を計画的・効率的に進めます。また、維持管理については、道路・橋梁の長寿命化に向けたアセットマネジメント*システムの構築に向けた検討を行います。

(3) 快適で安全な道づくりの推進

道路整備にあたっては、来訪者にわかりやすい標識等の付帯施設や街路樹の植栽など交流都市にふさわしい環境・景観に配慮した道づくりを進めます。また、交差点改良及び歩道改良、バリアフリー化など安全な道路環境の整備を推進します。

(4) 公共交通機関の利便性向上

広域的なアクセス向上のため、鉄道や高速バスの利便性向上を関係機関に働きかけます。また、循環バスについては、既存バス路線運行の見直しや、料金体系の見直し検討なども踏まえ、市民や来訪者の移動手段として、さらなる利便性の向上を図ります。

施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 国・県道の整備促進	
(2) 市道の整備	・ 道路橋梁事業
(3) 快適で安全な道づくりの推進	・ 道路維持管理事業

* アセットマネジメント：資産を効率よく運用管理すること。

(4) 公共交通機関の利便性向上	・ 市民バス、自主運営バス事業
------------------	-----------------

主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
市道の改良整備状況	m	107,295	109,000	計画的な改良整備に努めます。
市道の新設、改良に伴う歩道整備状況	m	25,469	26,500	快適で安全な道づくりに努めます。
市営バスの利用者数	人	175,000	200,000	利便性の向上に努めます。

参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・清掃活動や緑化等の道路環境美化活動に参加します。 ・積極的に公共交通機関を利用します。 	【事業者】 <ul style="list-style-type: none"> ・運行上の安全性の確保と他の公共交通機関との連携による快適性、利便性の向上を図ります。

第5節 住宅・宅地

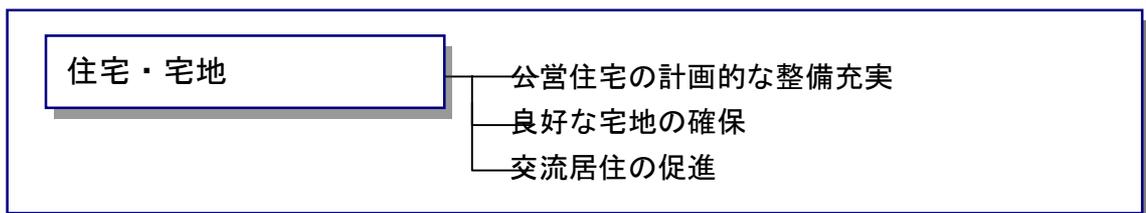
現状と課題

- 住宅は、市民の健康で文化的な生活を営むための基盤であるとともに、地域のコミュニティを形成する場所であり、住宅やその周辺の住環境は、日常生活に大きくかわることから、良好な住宅の供給と快適な住環境の整備が求められます。また、住宅施策は人口の定住を促進する上でも重要な役割を持つものです。
- 本市の公営住宅の現状をみると、41棟、313戸（平成19年4月現在）の市営住宅を管理していますが、老朽化への対応をはじめ、耐震化や火災報知器の設置など公営住宅の維持補修が課題となっています。
- 増加が見込まれる高齢単身世帯や高齢世帯を対象とした住宅供給をはじめ、県外在住者の受け入れ態勢の整備の必要性が高まってきています。
- 高齢者などが安心して快適に暮らせるバリアフリーの視点に立った住宅の供給や定住促進に向けた住宅・宅地など、多様な居住ニーズに応じられる住宅・宅地供給を、民間開発も含め総合的に検討することが必要となっています。

施策の目的

住宅ニーズへの対応と安全・安心・快適な住まいづくりに向け、都市計画マスタープランに基づき、良好な環境の住宅地の形成を進めるとともに、市営住宅の改良・建て替え等に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 公営住宅の計画的な整備充実

既存の公営住宅について、老朽化への対応や耐震化など計画的な整備充実を図るとともに、高齢化への対応や若年層の定住促進に向け、多様な居住ニーズに応えられる公営住宅の改修及び民間活力も視野に入れた建て替え等を検討していきます。

(2) 良好な宅地の確保

人口増加と地域活性化に向け、土地利用の調整や開発の適正誘導等により、事業者等による良好な住宅地の形成を促進します。

(3) 交流居住の促進

首都圏に近接する立地条件を活かし、都市と地方の両方に住居を持ち、頻繁に行き来する2地域居住や、空き家バンクの活用など、交流居住施策を推進します。

施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 公営住宅の計画的な整備充実	・住宅管理事業
(2) 良好な宅地の確保	・土地利用規制等対策費
(3) 交流居住の促進	・交流居住促進事業

主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
市営住宅耐震化率	%	80	85	既存の市営住宅の計画的な耐震化に努めます。
木造住宅耐震診断・改修事業	戸	23	143	一般住宅についても耐震診断・改修事業の奨励に努めます。

参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
・居住まわりの生活環境の維持に努めます。	【地域】 ・地域の生活環境の維持に努めます。 【事業者】 ・安全性と快適性に優れた住宅を供給します。

第6節 地域情報化

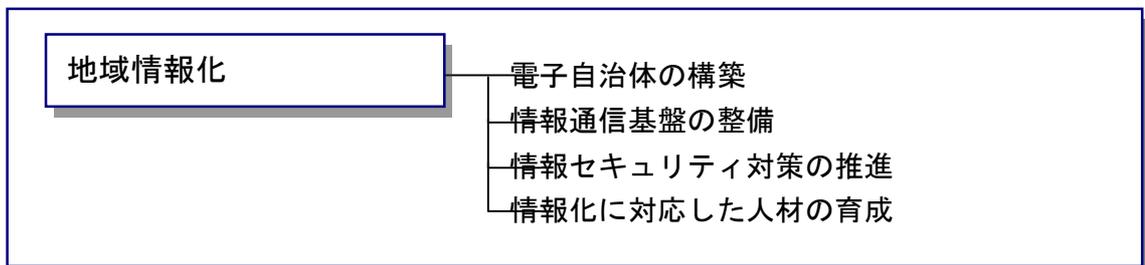
現状と課題

- パソコンや携帯情報端末などの家庭への浸透、世界的規模でのインターネットやデジタル放送の普及、電子商取引の実用化などにみられるように、今後も情報通信技術の進化が見込まれ、いつでも、どこでも、だれでも情報ネットワークに自由に接続し、必要な情報の入手や発信ができるユビキタスネット社会の到来も展望されています。
- 本市では、光ケーブルによる市内主要施設のネットワーク化をはじめ、ホームページによる情報提供、県・市町村共同での電子申請・受付システムなどインターネットを利用して各種の行政サービスを提供する「電子自治体」の構築に取り組むとともに、個人情報保護の観点から情報通信の安全性に関する指針を策定し、情報資源の保護にも努めてきました。
- 市内に公営ケーブルテレビ施設が2つと民営ケーブルテレビ施設が1つあり、暮らしに密着した情報提供などに活用されています。
- 情報化は、地域活性化やまちづくりの戦略としてより一層重要な役割を果たすことが予想されることから、インターネット環境の地域格差の解消やテレビ放送の地上波デジタル化への対応等も見据えながら、行政内部のICT*環境の充実や、多様な分野における情報ネットワークの整備を進め、電子自治体の構築及び市全体の情報化を進めていく必要があります。

施策の目的

市民生活の質的向上と地域活性化に向け、電子自治体の構築及び市全体のさらなる情報化を推進します。

施策の体系



* ICT : Information and Communication Technology。情報通信技術。

主要施策

(1) 電子自治体の構築

各種申請・届出等のオンライン化をはじめ、既存の各種システムの維持・充実など行政内部のICT環境の充実に努めます。また、防災・防犯など多様な分野における情報ネットワーク化及び情報サービスの提供を進めます。さらに、ホームページについては、電子自治体の入り口として、また観光客への情報提供手段として、その充実に努めます。

(2) 情報通信基盤の整備

情報通信に対する的確なニーズの把握に努め、電気通信事業者との協議を図るなどインターネット環境の地域格差の解消、地上波デジタル化への対応、携帯電話不感地帯の解消に努めます。また、公営のケーブルテレビ施設については民間との役割分担などについて検討を図ります。

(3) 情報セキュリティ対策の推進

各種サービス等を安全かつ円滑に提供するため、甲州市情報通信の安全性に関する指針に基づき情報セキュリティ対策を推進し、情報資源の保護に努めます。

(4) 情報化に対応した人材の育成

市民の意識啓発と情報活用能力の向上促進、情報化を支える職員の育成を図るため、ICTに関する教育・研修を推進します。

施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 電子自治体の構築	・ 情報化推進事業 ・ 広聴広報事業
(2) 情報通信基盤の整備	・ 情報化推進事業
(3) 情報セキュリティ対策の推進	・ 情報セキュリティ対策事業
(4) 情報化に対応した人材の育成	・ 人材育成事業

主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
日常生活でインターネットを活用している市民の割合	%	36.9		情報通信基盤の整備を促進します。
市のホームページを見たことがある市民の割合	%	26.4		ホームページの充実に努めます。

住基カード所有者数	人	127	800	申請・手続等のオンライン化の推進を図ります。
-----------	---	-----	-----	------------------------

参画と協働の指針

市 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活において情報通信技術を活用するとともに利用における正しい知識の習得とモラルの向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 【地域・団体】 <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信技術を活用した地域の活性化を図ります。 【事業者】 <ul style="list-style-type: none"> ・情報内容の充実など利用しやすい情報通信サービスを提供します。 ・市と連携のもと、情報通信基盤の整備を進めます。

第7節 治山・治水

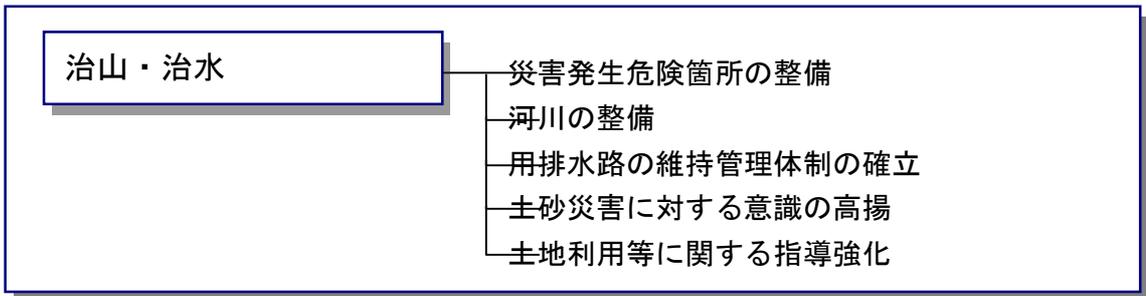
現状と課題

- 近年、地球温暖化を背景に異常気象による集中豪雨が発生し、都市化による開発及び山林の荒廃、遊休農地の増加などによる保水・遊水能力の低下とともに、短時間の豪雨でも急激な増水や土石流などの土砂災害の危険が増してきています。
- 本市においては、関係機関と連携し、河川の改修や急傾斜地の崩壊防止など水害や山地災害を未然に防止するため、治山・治水対策を促進してきました。また、小河川（用排水路）については地域で維持管理を実施していますが、その限度を超えた整備要望箇所への改修、補修工事については市が行っています。
- 崩壊等の自然災害の危険頻度の高い山地災害危険地区とその流域の保全対策に努めるとともに、森林の保全機能の維持拡大を図る必要があります。
- 小河川やため池の維持管理については、市民や地域と協働してその維持管理体制を確立していく必要があります。

施策の目的

河川の整備、急傾斜地崩壊危険箇所等の整備をはじめ、土砂災害や水害を未然に防ぐため、総合的な取り組みを推進します。

施策の体系



主要施策

(1) 災害発生危険箇所の整備

関係機関との連携のもと、災害発生危険箇所の整備を促進し、土石流、崖崩れ等の自然災害の未然防止に努めます。

(2) 河川の整備

一級河川については県に整備を要請するとともに、準用河川、小河川（用排水路）については、各地域の要望に基づき計画的に整備を図ります。

(3) 用排水路の維持管理体制の確立

市民と協働して各地域の身近な用排水路の維持管理体制の確立を図ります。

(4) 土砂災害に対する意識の高揚

洪水や土砂災害などの危険箇所を示したハザードマップを作成・公表し、市民の土砂災害に対する意識の高揚を図ります。

(5) 土地利用等に関する指導強化

土地利用形態の変化に伴い河川への雨水量が増大しているため、開発行為等に対しては下流域の状況を考慮して指導を強化し、氾濫による浸水被害の解消を図ります。

施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 災害発生危険箇所の整備	・ 治山対策事業
(2) 河川の整備	・ 河川改修事業
(3) 用排水路の維持管理体制の確立	・ 河川維持管理事業
(4) 土砂災害に対する意識の高揚	・ 水防活動事業
(5) 土地利用等に関する指導強化	・ 土地利用規制等対策事業

主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
準用河川及び小河川の整備箇所	箇所	40		計画的な整備に努めます。

参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
・ 用排水路の維持管理活動に参画します。	【地域】 ・ 地域での用排水路、ため池の維持管理を進めます。

第8節 消防・防災

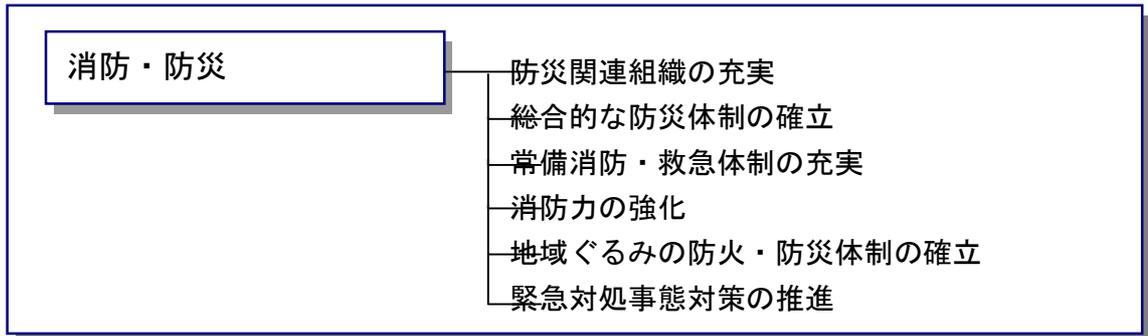
現状と課題

- 安心・安全・快適な暮らしを確保するためには、あらゆる災害に強いまちづくりが必要不可欠です。
- 本市は、東海地震防災対策強化地域及び南関東地域直下の地震対策大綱対象地域に指定されており、大規模地震が発生した場合、広域にわたり甚大な被害を発生させることが予想されています。地形的に高低差があり、市街地、果樹園地帯、山間地域などの多様な生活環境を有しており、建物の倒壊や火災、地滑りなどの多様な災害の発生などが考えられます。
- 急峻な山岳地帯や山間部の集落を多く抱えていることから台風や大雨などによる崖崩れ、土石流などの土砂災害、河川の氾濫等、自然災害の発生も予想されます。
- 消防・防災体制は、東山梨行政事務組合による常備消防と、消防団による非常備消防とで構成され、これまで互いに連携しながら地域消防・防災に大きな役割を果たしてきました。
- 社会・経済情勢の変化に伴い、火災や災害の発生要因は複雑・多様化しているとともに、一部には団員の減少などによる消防団機能の低下などの問題がみられ、部の統合なども含めた組織の充実強化が必要とされています。
- 消防団の活性化をはじめ、常備消防・救急体制の充実・連携、消防施設の整備充実、さらには予防消防にかかわる広報・啓発活動の一層の推進が必要となっています。
- 防災面については、地震の発生など大規模災害が予想される中、防災体制の強化が求められており、地域防災計画に基づき、総合的な防災体制の確立に努めるとともに、市民の防災意識の高揚や自主防災組織の育成、防災施設の充実、緊急時の情報通信体制の充実等を進めていく必要があります。
- 世界各地でテロが多発する中、これからの自治体にとって、こうした緊急対処事態への対応も、取り組むべき課題のひとつとなっています。

施策の目的

災害に強い安全・安心なまちづくりを進めるため、消防団の活性化や常備消防・救急体制の充実による地域消防力の一層の強化に努めるとともに、自主防災組織の充実・強化など地域防災計画に基づく防災体制の充実に努めます。また、国民保護計画に基づき、緊急時の対処措置などの体制整備を図ります。

施策の体系



主要施策

(1) 防災関連組織の充実

災害時の危機管理部門である甲州市防災会議、甲州市災害対策本部、甲州市水防本部、甲州市地震災害警戒本部の充実と自主防災組織との連携を図ります。

(2) 総合的な防災体制の確立

地域防災計画に基づき、市及び防災関係機関、市民が一体となった総合的な防災体制の確立を進めます。特に、防災施設の整備充実をはじめ、防災関連物資の備蓄、避難所となる公共施設の耐震化、孤立地域対策、全国瞬時警報システムの整備や防災無線のデジタル化による情報通信体制の充実などを図ります。また、災害時対応マニュアルの作成により災害時の対応力の強化に努めます。

(3) 常備消防・救急体制の充実

広域的連携のもと、施設・設備の充実等を図り、常備消防・救急体制の一層の充実に努めるとともに、さらなる広域化に向けた推進に努めます。また、公共施設等へのAED*の設置の充実を図ります

* A E D : Automated External Defibrillator。自動体外式除細動器。(心臓に電気ショックを与え、機能回復させる装置。)

(4) 消防力の強化

消防団の充実強化に向け、団員の確保と資質の向上に努めるとともに部の体制の適正配置等を検討します。また、耐震性貯水槽や消防ポンプ車など消防施設・設備・資機材等の計画的整備を図ります。また、市内の史跡や文化財を火災から守るため、その周辺状況にあわせて防火水槽、消火栓、避雷針等防火施設の整備を図ります。

(5) 地域ぐるみの防火・防災体制の確立

広報紙、ホームページ、防災行政無線、ケーブルテレビ等による啓発、ハザードマップの配布など情報提供に努め市民の防火・防災意識の高揚を図るとともに、防火・防災訓練の充実、災害弱者の避難誘導體制の確立など自主防災組織の充実、防災ボランティアの育成を図り、地域ぐるみの防火・防災体制の確立に努めます。

(6) 緊急処理事態対策の推進

市民の生命、身体及び財産を保護する責務に対応するため、国民保護計画に基づき平素からの備えや予防対策を計画的に推進します。

施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 防災関連組織の充実	・ 災害対策事業
(2) 総合的な防災体制の確立	・ 総合防災訓練事業 ・ 防災行政無線管理事業
(3) 常備消防・救急体制の充実	・ 常備消防費（東山梨行政事務組合負担金） ・ 市民安全対策事業
(4) 消防力の強化	・ 消防団運営事業 ・ 消防施設等整備事業
(5) 地域ぐるみの防火・防災体制の確立	・ 自主防災組織育成事業
(6) 緊急処理事態対策の推進	・ 国民保護計画推進事業

主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
非常備蓄食料の確保	食	12,000	20,000	災害に備えた防災関連物資の備蓄に努めます。
普段から災害に備えている人の割合	%	42	50	防災に対する意識の高揚、家庭での防災体制確立に努めます。

参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none">・「自らの身は自らで守る」という意識をもちます。・避難場所の確認や地域等で行う防災訓練等に積極的に参加します。・災害発生時に、各防災機関が行う防災活動に連携・協力します。	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none">・地域の自主防災組織の結成や防災訓練の実施、防災資機材の整備に努めます。 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none">・顧客や従業員の安全確保に努めます。・防災体制の整備や事業所の耐震化、防災訓練の実施に努めます。・災害時には、ライフラインの確保等に全面的に協力します。

第9節 交通安全・防犯

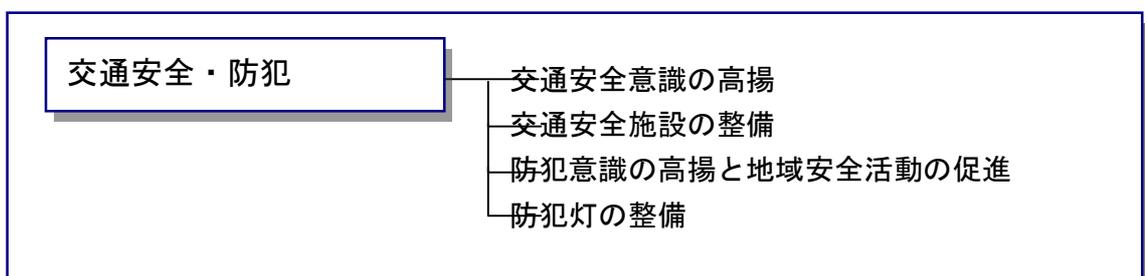
現状と課題

- 交通事故は、運転免許保有人口や世帯当の車両所有数の増加等により全国的に増加傾向にあり、特に子どもや高齢者などの交通弱者の事故の増加が懸念されています。
- 本市では、交通事故の発生を防止するため、老人クラブや学校等での交通安全教室の開催や交通安全運動の実施などを通じて、市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、歩車道分離や危険箇所におけるカーブミラー、ガードレールなどの交通安全施設の整備を進めてきました。
- 市民のだれもが、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、警察など関係機関・団体と連携し、交通安全教育や啓発活動を実施するとともに、引き続き交通安全施設の整備を進めていく必要があります。特に、飲酒運転の根絶については、事業所や家庭、地域との連携によりさらなる啓発活動に努める必要があります。
- 全国的に凶悪犯罪や若年層の犯罪が多発する中、犯罪からの安全性の確保が特に重要視されてきています。
- 本市では、地域と連携し通園、通学など登下校時の児童生徒の安全確保のため、「甲州市子どもの安全・安心ネット」の推進、青色パトロール車の運行や防犯灯の整備をはじめ、警察など関係機関・団体と連携し、防犯意識の啓発や各種の防犯活動の促進に努めています。
- 少子高齢化や核家族化、コミュニティ意識の希薄化等に伴い、地域の犯罪防止機能の低下も懸念されており、今後一層、防犯意識の高揚や地域での防犯体制の強化を進めていく必要があります。

施策の目的

交通事故・犯罪のない安全・安心な社会づくりを目指し、市民の交通安全意識の高揚、交通安全施設等の整備を進めるとともに、市民の防犯意識の高揚、自主的な防犯活動の促進等に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 交通安全意識の高揚

交通事故の発生を防止するため、市交通指導員会や地区交通安全協会の活動を支援するとともに、関係機関との連携により、交通安全教室や啓発活動による交通安全意識の高揚を図ります。また、家庭、地域、事業所、関係機関と連携して飲酒運転の根絶に努めます。

(2) 交通安全施設の整備

交通の安全を確保するため、カーブミラー、ガードレール、街路灯、区画線、歩道などの交通安全施設の整備を図ります。また、交通事故による同乗中の乳児の被害軽減を図るため、乳児用チャイルドシートの無料貸し出しを継続実施します。

(3) 防犯意識の高揚と地域安全活動の促進

警察や関係機関・団体との連携のもと、広報・啓発活動や防犯にかかわる行事等を推進し、市民の防犯意識の高揚に努めるとともに、地域ぐるみの各種防犯・地域安全活動を促進します。特に、地域一体となって通学路の安全対策の強化を進めます。

(4) 防犯灯の整備

夜間の通行の安全性確保と犯罪の未然防止のため、防犯灯の整備を進めます。

施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 交通安全意識の高揚	・交通安全対策事業
(2) 交通安全施設の整備	・交通安全施設整備事業
(3) 防犯意識の高揚と地域安全活動の促進	・防犯対策事業
(4) 防犯灯の整備	・防犯対策施設整備事業

主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
交通安全教室回数	回	221	250	啓発活動による交通安全意識の高揚を図ります。
交通事故総件数	件	742	700	交通事故の発生を防止するため、各種事業を推進します。

参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none">交通安全に対する高い意識を持ち、交通ルールの遵守と正しいマナーを実践します。自分自身及び家族の安全は自分で守るという意識を持って日常生活を送ります。	<ul style="list-style-type: none">【地域】<ul style="list-style-type: none">地域の連帯意識を高め、交通事故や犯罪を抑制する機能を高めます。【事業者】<ul style="list-style-type: none">交通安全に対する啓発、研修を実施します。犯罪の発生を抑止する体制整備に努めます。

第 10 節 消費者対策

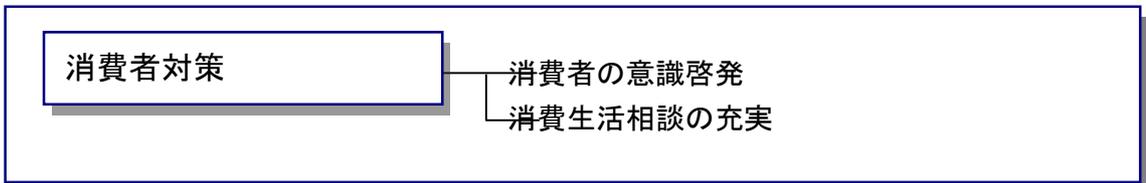
現状と課題

- 生活様式の多様化、情報化、高齢化等の進展に伴い、訪問や電話での悪質な勧誘、インターネットなどによる有料サイトの架空請求など、被害が増加する傾向にあります。
- 本市においては、甲州市消費生活相談員をはじめ関係機関・団体との連携のもと、市民の安全で安心なゆとりある家庭生活の実現を目指して、消費者への的確な情報提供、商品に関する正しい知識の普及等を推進しています。
- 商品販売形態の一層の多様化が予想される中で、よりよい商品・サービスを選択するためには、消費者自身がマルチまがい商法等を見抜く目を養うことが大切です。
- 関係機関・団体と連携しながら、消費者教育・啓発や情報提供、相談業務を充実させていく必要があります。

施策の目的

自立する消費者の育成を図るため、近年の環境変化を踏まえた消費者行政を推進します。

施策の体系



主要施策

(1) 消費者の意識啓発

関係機関との連携のもと、広報・啓発活動の推進をはじめ、消費者フェスティバルや消費者講座の開催、消費者向けパンフレットの配布等を通じて市民や消費者団体に対して、消費生活に関する情報提供に努めます。

(2) 消費生活相談の充実

市民の消費生活における利益を擁護するため、トラブルの未然防止と発生後の適切な対応に向け、関係機関と連携のもと、消費生活相談体制の充実に努めます。

施策の展開

主要施策	主要事業
------	------

(1) 消費者の意識啓発	・消費生活関係対策事業
(2) 消費生活相談の充実	・消費生活相談事業

主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
消費者からの相談件数	件	35		関係機関との連携のもと、相談体制の充実に努めます。

参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> 正しい消費知識を習得し、トラブルに巻き込まれないようにします。 	<ul style="list-style-type: none"> 【地域・消費者団体】 <ul style="list-style-type: none"> 地域及び消費者団体間で、情報の共有化を図ります。 消費生活情報の提供や消費者教育、啓発事業を実施します。 【事業者】 <ul style="list-style-type: none"> 適正な表示及び取引方法を実施します。